

令和2年第4回階上町教育委員会会議録

召集年月日	令和2年4月3日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	16時14分
出席委員	教 育 長 丸 岡 博 委 員 松 橋 竹 子 委 員 鹿 糠 豊 委 員 石 岡 れい子 (荻ノ沢委員 欠席)
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	教 育 課 長 引 敷 林 広 貴 学 校 教 育 G L 茨 島 俊 行 学 校 教 育 G S L 十 文 字 綾 紀 社 会 教 育 G L 金 見 靖 子 社 会 教 育 G S L 中 居 勉
協議に諮問 した案件	報告第1号 事務の臨時代理の報告について (階上町就学援助認定保護の決定)について 報告第2号 事務の臨時代理の報告について (令和2年度階上町立小学校及び中学校の区域外(学区外)就 学許可について) 報告第3号 専決処分した事項の報告について (階上町学校評議員の委嘱について) 報告第4号 専決処分した事項の報告について (令和2年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について) 報告第5号 専決処分した事項の報告について (令和2年度心の教室相談員の委嘱について) 報告第6号 専決処分した事項の報告について (階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について) 議案第1号 階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について 議案第2号 階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の制定 について

丸岡教育長	<p>本日の出席者は、教育長及び教育委員3名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回階上町教育委員会会議を開会致します。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期決定の件」を議題と致します。 お諮り致します。 本委員会の会期は、本日1日と致したいと思っております。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告「階上町就学援助認定保護の決定について」の件を議題と致します。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
畑山 GL	<p>それでは報告第1号 事務の臨時代理の報告「階上町就学援助認定保護の決定について」ご説明致します。 本件は、令和2年度階上町就学援助認定保護の決定について、緊急を要し教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年4月1日付けで臨時に代理したものについて、報告するものであります。 (内容説明) 説明は、以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> <p>(質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、事務の臨時代理の報告「令和2年度階上町就学援助認定保護の決定について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告「令和2年度階上町立小学校及び中学校の区域外(学区外)就学許可について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
畑山 GL	<p>それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告「令和2年度階上町立小学校及び中学校の区域外(学区外)就学許可について」ご説明致します。 本件は、町内の小中学校の区域外及び学区外の就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年4月1日付けで事務の臨時代理したものについて、報告するものであります。 (内容説明) 説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> <p>(質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。</p>

<p>畑山 G L</p>	<p>これをもって質疑を終了します。よって、事務の臨時代理の報告「令和 2 年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第 4 報告第 3 号 「専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について」を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第 3 号 専決処分した事項の報告「階上町学校評議員の委嘱について」ご説明致します。</p> <p>本件は、階上町学校評議員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間余剰がなかったため、令和 2 年 4 月 1 日付けで専決処分したものであります。</p> <p>委嘱期間は、令和 3 年 3 月 31 日までであります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか（質疑なしの声あり）</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、専決処分した事項の報告「階上町学校評議員の委嘱について」の件を終了いたします。</p>
<p>畑山 GL</p>	<p>日程第 5 報告第 4 号 専決処分した事項の報告「令和 2 年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について」の件を議題と致します。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは報告第 4 号 専決処分した事項の報告「令和 2 年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について」ご説明致します。</p> <p>本件は、令和 2 年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余剰がなかったため、4 月 1 日付けで専決処分したものであります。</p> <p>委嘱期間は、令和 3 年 3 月 31 日までであります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか（質疑なしの声あり）</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、専決処分した事項の報告「令和 2 年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第 6 報告第 5 号 専決処分した事項の報告「令和 2 年度心の教室相談員の委嘱について」の件を議題と致します。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>畑山 GL</p>	<p>それでは報告第 5 号、専決処分した事項の報告「令和 2 年度心の教室相談員の委嘱について」ご説明致します。</p> <p>本件は、令和 2 年度心の教室相談員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余剰がなかったため、4 月 1 日付けで専決処分したものであります。委嘱期間は、令和 3 年 3 月 31 日まであります。</p>

丸岡教育長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> <p>(質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、専決処分した事項の報告「令和2年度心の教室相談員の委嘱について」の件を終了いたします。 日程第7 報告第6号 専決処分した事項の報告「階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」の件を議題と致します。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
畑山 GL	<p>それでは報告第6号、専決処分した事項の報告「階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」ご説明致します。</p> <p>本件は、階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、4月1日付けで専決処分したのものについて、報告するものであります。委嘱期間は、令和3年3月31日までであります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> <p>(質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、専決処分した事項の報告「階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第8 議案第1号 「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」の件を議題と致します。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
畑山 GL	<p>それでは議案第1号「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は会計年度任用職員の勤務時間や休暇等を定めるため提案するものであります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> <p>(質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第1号「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって議案第1号「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。 日程第9 議案第2号「階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について」の件を議題といたします。</p>

